受験申込みの書類に関するＱ＆Ａ

	質　　問	回　　答
業務従事期間証明書等、実務経験の証明について		
(1)	自分で診療所を開設していますが、実務経験をどのように証明すればよいですか。	業務従事期間証明書に加えて、保健所等が発行する開設届の写しが必要となります。
(2)	歯科衛生士として働いていた歯科医院が廃院してしまい、業務従事期間証明書を作成してもらえません。	新たに作成しようとした業務従事期間証明書に代わり、前年度以前の業務従事期間証明書、給与明細書又は雇用契約書などで、業務従事期間を客観的に証明できる書類を提出してください。
(3)	現在も勤務中ですが、証明する業務従事期間の終了日をいつにすればよいですか。	証明する業務従事期間の終了日は、証明日になります。
(4)	業務従事期間証明書は施設長と理事長のどちらに記載してもらうほうがよいですか。	法人の場合、被証明者の業務内容等を理解・把握していれば、証明者は施設長でも理事長でもかまいません。
(5)	現在の勤務先で５年以上かつ900日以上の業務経験があります。過去の勤務先にも証明をもらったほうがよいですか。	現在の勤務先のみで受験資格を満たしていれば、過去の勤務先の業務従事期間証明書は必要ありません。また、過去の勤務先の業務経験を加える必要がある場合も、５年以上かつ900日以上を満たす証明があれば過去の勤務先すべての業務従事期間証明書は必要ありません。
(6)	受験資格取得見込みで受験する場合で、受験資格を取得したことを証明する書類を令和５年10月16日までに提出できないときにはどうなりますか。	受験は無効となります。
(7)	昨年度東京都で受験しましたが、現在静岡県内の訪問介護事業所で働いています。昨年度の東京都の受験をもって、業務従事期間証明書の提出を省略できますか。	他の都道府県での受験をもって、業務従事期間証明書の提出を省略することはできません。
(8)	昨年度の受験者で業務従事期間証明書を省略して受験したいのですが、住所、氏名等が変更になりました。	氏名変更の場合は、変更前と変更後の姓の記載された戸籍抄本を添付してください。住所変更の場合は住民票の添付は不要です。
(9)	昨年度の受験者ですが、受験票も不合格通知書も紛失してしまいました。業務従事期間証明書の省略は認められますか。	受験票または不合格通知の紛失等により受験申込書に受験番号を記入できない場合には、受験した年度のみ記入して御提出ください。
(10)	私は、申込時点で業務従事期間が不足するので受験資格取得見込申告書を提出しましたが、その後に受験資格に必要な業務従事期間を満たしました。いつまでに業務従事期間証明書を提出すればよいですか。	受験資格取得に必要な業務従事期間を満たした時点ですみやかに提出してください。なお、令和５年10月16日（月）までに提出されない場合には、受験資格を満たさなかったものとして受験は無効とします。

その他受験申込みに係る書類について		
(11)	看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫ですか。	看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、免許証に代えて提出することはできません。登録後の免許証の写しを提出してください。
(12)	准看護師の合格通知はありますが免許証が見つかりません。	合格通知ではなく、免許証が必要ですので、再取得の手続をしてください。
(13)	介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。	再発行の手続を行ったことがわかる証明書を添付してください（再発行申請書の写しなど）。なお、試験は「見込」での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、すみやかに写しを提出してください。
(14)	看護師免許の裏に日付が書いてあります。	裏書がある場合は、必ずその部分の写しを提出してください。
(15)	結婚して苗字が変わりましたが免許証の書き換えをしていません。	以前の氏名の免許証の写しと、結婚前と結婚後の姓が記載された戸籍抄本を提出してください。
(16)	受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。	受験申込書記載事項変更届（Ｐ41）を提出してください。氏名変更の場合は、変更前と後の両方の姓の記載のある戸籍抄本を添付してください。なお、住所変更の場合は住民票の添付は不要です。
(17)	戸籍抄本等の有効期限はいつまでですか。	６か月間です。また、必ず変更前と後の姓が記載されているものにしてください。